

NO.	交付対象事業の名称	事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業 メニュー	総事業費	事業始期	事業終期	成果目標
1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 9191世帯×30千円、子ども加算 1103人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 25808人（504210千円）のうちR7計画分 事務費 19246千円 事務費の内容 【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（9191世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（25808人）	-	533,246	R7.2	R8.3	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する
5	衛生材料（紙オムツ）追加支給事業（しょうがい者分）	①物価、エネルギー価格が高騰する中、しょうがい者にとっての生活必需品である紙オムツについても値上げされていることから、紙オムツ支給券を追加支給することにより負担軽減を図るもの。 ②物価高騰分の紙オムツ支給券に充当するもの。 ③紙オムツ1ヶ月分単価 4,500円 1ヶ月分あたりの値上がり額 675円 $675円 \times 6ヶ月 = 4050円 \approx 4,500円$ （半期負担増分） A 令和7年度に上・下半期2回の衛生材料支給事業の交付決定を受ける者（基準日R7.4.1）97人（想定） 1年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 $4,500円 \times 2 = 9,000円$ $9,000円 \times 97人 = 873,000円$ B R7.10.1以降に新たに支給交付決定を受ける者 15人（想定） 半年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 4,500円 $4,500円 \times 15人 = 67,500円$ $A + B = 940,500円 \approx 941千円$ ④障害者日常生活用具給付等事業支給対象者 ※要介護3以上の高齢者で身体障害者手帳（肢体不自由2級以上）または療育手帳（重度以上）所持者 ※前年分の所得税が非課税の世帯に属する人	○	941	R7.4	R8.3	衛生材料支給事業支給を受けるしょうがい者に対する紙オムツ価格高騰分の支援 対象者 112人（想定）
6	しょうがい福祉サービス事業所 食料費高騰対策支援事業	①食料品価格の物価が高騰する中、利用者に価格転嫁することなく、しょうがい福祉サービスの提供を続ける事業者に対し、定員及びサービス種別に応じた支援を行うことで負担を軽減し、安定した事業運営の維持を図るもの。 ②食事サービスの食料費高騰分に充当するもの。 ③給付金額 A 1日当たりの食費1,547円（施設入所系施設の1日3食の平均額） B 食料物価上昇率 4.2%（R6.4～R6.11までの上昇率） C 開所日 365日（R7.4.1～R8.3.31） D 補助率 1/2 $A \times B \times C \times D \approx 11,000円$ ④障害福祉サービス事業所（入所系3施設） $11,000円 \times 130人（3施設定員） = 1,430千円$	○	1,430	R7.4	R8.3	物価高騰に伴い、しょうがい福祉サービス事業所を支援することで、事業継続を支える。 対象：3施設

NO.	交付対象事業の名称	事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業 メニュー	総事業費	事業始期	事業終期	成果目標
9	介護施設食費基準費用差額調整給付事業	①介護保険制度において、食費・居住費は、本人負担が原則であるが、低所得者（介護保険負担限度額認定者）については、負担額に限度額が設けられているため、物価高騰による食材費の高騰分を施設が負担することになることから、食材費高騰分の支援を行うことで、経営に及ぼす影響を緩和し、介護事業継続および安定的かつ質を保った介護サービスの維持を図るもの。 ②介護施設に対する物価高騰分に対する補助事業に充当するもの。 ③1床あたりの給付金額 20,800円 A…食費基準費用額（厚生労働大臣が定める額）1,445円/日 B…消費者物価指数上昇率 4.2% （令和6年4月を基準とした令和6年11月の上昇率） C…対象期間 365日 D…補助率 50% 施設利用人数/低所得者（負担限度額認定）数 $A \times B \times C \times D = 11,075円 \approx 11,000円$ 減免割合 70%（施設利用人数/低所得者（負担限度額認定）数 市内にある施設定員数（短期入所含む） 1,182床 合計 $11,000円 \times 1,182床 \times 70\% = 9,101千円 \approx 9,098千円$ ※ ※法人ごとの補助額1,000円未満切捨 ④市内介護施設 16施設	○	9,098	R7.4	R8.3	市内の介護サービス事業所への食材費高騰分支援 対象事業者数:市内16施設
10	介護サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金	①市内の介護サービス事業所を運営する法人に対し、燃料価格高騰による影響緩和・負担軽減を図るため、送迎・訪問に係る車両燃料費及び入浴サービスに係る給湯燃料費を対象に負担軽減対策給付金を支給するもの。 ② (1) 車両を使用して介護サービスの提供を行う市内事業所 対象経費：車両燃料費 (2) 浴室を有し、入浴サービスを提供する市内事業所 対象経費：給湯燃料費 ③ (1) 車両燃料費 市内事業所の保有車両数見込750台 $3,000円 \times 750台 = 2,250千円$ (2) 給湯燃料費 1,850千円 【内訳】 定員18人以下 10千円×41事業所=410千円 定員50人以下 20千円×48事業所=960千円 定員51人以上 40千円×12事業所=480千円 【合計】 4,100千円 ④ (1) 車両を使用して介護サービスの提供を行う市内事業所 (2) 浴室を有し、入浴サービスを提供する市内事業所	○	4,100	R7.4	R8.3	原油価格高騰に伴い、福祉事業者を支援することで、事業継続を支える。 市内保有車両数：750台 市内事業所数：101事業所

NO.	交付対象事業の名称	事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業 メニュー	総事業費	事業始期	事業終期	成果目標
11	緊急経済対策事業者応援「ながはま割」 デジタルクーポン事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者に対し、必要となる支援をきめ細やかに実施するため、市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業を行うことで、市内事業者と消費者への支援を行うもの。 ②デジタルクーポン事業に充当 ③デジタルクーポン事業実施にかかる予算 297,500千円 事業実施委託料 296,000千円 (内訳：事務費49,000千円、割引原資額247,000千円) 広告宣伝費 1,500千円 【割引率】最大40% (1クールあたり2,000円上限) ※1,000円ごとに使える400円分割引クーポン5枚セット発行 ④市内の飲食業、小売業、サービス業のうち、当事業に参加する店舗(※)及び全市民 ※大手チェーン、フランチャイズチェーン等制限あり	○	297,500	R7.4	R8.3	クーポン利用金額 247,000千円 参加店舗 800店舗
12	農業用施設整備等助成事業	①原油価格高騰による電力料金の値上がり等により、農業者が大きな影響を受けているため、土地改良区が管理する農業水利施設に要する電力料金の増高分及び、土地改良区の受益地外となる中山間地域における農業組合等が管理する農業用揚水ポンプに要する電力料金の増高分に対して支援することで、農業者の負担軽減を図るもの。 ②農業水利施設等に要する電気料金の高騰分 ③◆長浜市土地改良区電気料金支援補助金 ・補助対象：土地改良区(4団体) ・補助内容：農業水利施設等に要する電気料金の高騰分への補助 ・県2/3、市1/6→市補助分2,140千円 ◆長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金 ・補助対象：土地改良区受益地外の中山間地域の農業組合等の団体 ・補助内容：農業用揚水ポンプに要する電気料金の高騰分への補助 ・市10/10→134千円 合計 2,274千円 ④・土地改良区(4団体) ・土地改良区受益地外の中山間地域の農業組合等(5団体)	○	2,274	R7.4	R8.3	原油価格高騰に対する、農業水利施設等の電気料金の高騰分を補助し、農業者の負担軽減を行う。 電気代高騰分：2,274千円
13	地域公共交通燃料費高騰対策 支援金交付事業	①原油価格・物価高騰等により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行しているコミュニティバスについて、地域公共交通を守る観点から事業継続を下支えするために、緊急的に事象者に支援金を給付するもの。 ②コミュニティバスの運行に係る燃料費価格高騰分 ③コミュニティバス 高騰分 7円/km×(R6走行距離)969,012km=6,783,084円≒6,800千円 ④コミュニティバス運行事業者	○	6,800	R7.4	R8.3	原油価格高騰に伴い、コミュニティバス運行事業者を補助し、地域公共交通を守る。 コミュニティバス運行事業者：2社
14	給食の材料費高騰に伴う保護者の 臨時支援事業 (中学校、義務教育学校後期課程)	①米価高騰が市内中学校及び義務教育学校後期課程に提供している学校給食の主食費に大きな影響を及ぼす中、その高騰分を給食費に加算することなく、子育て世帯に対する負担の軽減を図るもの。 ②給食の主食費高騰分 ③1gあたり米価高騰額0.16円×一食あたり主食g数×喫食者数×提供日数 =21,539千円 給食センターに高騰分を配当 ※公立幼稚園、小学校、教職員等分(14,480千円)は対象外 ④児童・生徒の保護者等	○	21,539	R7.4	R8.3	子育て世帯の負担軽減 児童数：9,500人